

悪質商法をマンガで知ろう！

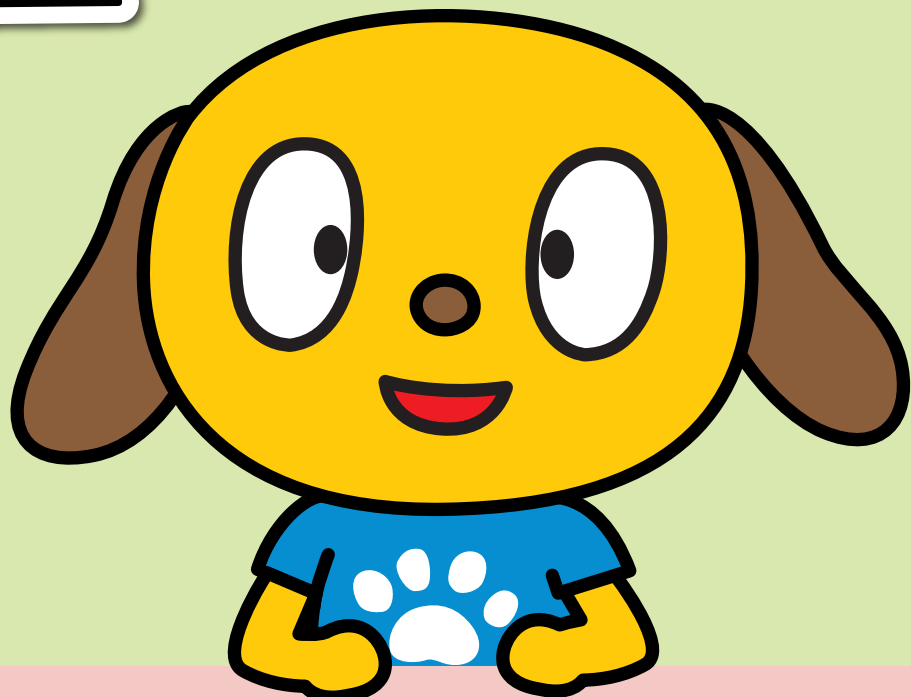
2021

生活

ひとくちメモ

トラブルの対処法を学ぼう！

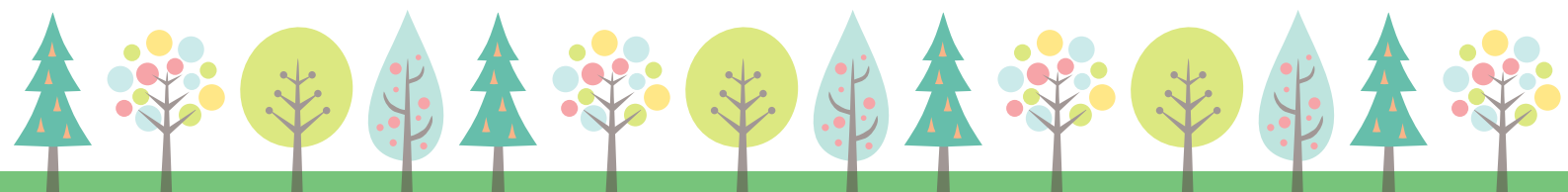
- ・新型コロナウイルスに便乗した悪質商法にご注意
 - ・24時間サービスの水道修理業者とのトラブル ほか
- 巻末 ★クーリング・オフについて
★18歳になる君へ





もくじ

はじめに	1
新型コロナウイルスに便乗した悪質商法にご注意	2
給湯器の点検商法に注意	3
有料の質問サイトのトラブル	4
子どものオンラインゲームのトラブルに注意	5
夏場の子どもの事故に注意	6
インターネット通販のトラブル	7
24時間サービスの水道修理業者とのトラブル	8
「火災保険が使える」と訪問する住宅修理業者に注意！	9
国際ロマンス詐欺にご注意	10
終活に関するトラブルに注意	11
引越しのトラブル	12
こまったときの相談窓口	13
クーリング・オフについて	14
クーリング・オフの記載例	15
18歳になる君へ	16



はじめに

近年、IT化、少子・高齢化などにより私たちを取り巻く社会環境は変化しています。また、昨年来の新型コロナウイルスの感染拡大により、社会や暮らしの実情も少なからず変容を余儀なくされています。

そのような状況下、消費生活の面においては、在宅する人が増えたことによるネット通販に関するトラブルや、SNSで知り合った人からの儲け話による被害など、インターネットを通じた消費者トラブルが頻発することに加え、高齢者のいる家に電話をして商品を契約させる「電話勧誘販売」や業者が家に来て強引に契約させる「訪問販売」なども後を絶ちません。商品の購入やサービスへのアクセス手段が多様化する中で、悪質商法の手口も巧妙かつ複雑化しており消費者を脅かす様々な事案が生じています。

調布市ではそのような事態に鑑み、市民の皆様が健全な消費生活を営むことができるよう、調布市消費生活センターにおいて、専門相談員による消費者トラブルについての相談や苦情などに関する受付窓口が設けられています。どなたでもご利用いただけますので、一人で悩まず、ご相談ください。

この「生活ひとくちメモ」は、市報ちようふ毎月5日号(1月を除く)に掲載したコラムをまとめ編集したものです。是非、ご一読いただき、消費者被害に遭わないための参考としていただくと幸いです。

市では、市民の皆様が安全で安心な消費生活を送ることができるよう、引き続き消費者トラブル等に関する啓発・相談事業の充実を図って参ります。

調布市長 

チー坊プロフィール

チー坊からのお願い

消費生活センターへ来て
相談したい人は、予約をしてから
来てほしいワン！予約優先だワン！

チー坊からひとこと

調布市消費生活センターを
みんなに知ってもらいたいワン！
何か困ったときは、
悩まずに、まずは相談しよう！



©YUKI ISHII

調布市消費啓発用キャラクター 消費者教育推進大使

- 出身 調布の深大寺あたり
- 犬種 不明(雑種?)
- 性別 ♂(オス)
- 年齢 2歳から3歳くらい
- 性格 小心者・泣き虫・流されやすい・押しに弱いけど、頑張り屋さん

新型コロナウイルスに便乗した 悪質商法にご注意



新型コロナウイルス(以下、新型コロナ)の感染拡大に関する便乗商法が増えています。

【悪質な事例】

- ・マスクを無料で送るというメッセージがスマートフォンに届いた。URLにアクセスするように案内されているが信用できるか。
- ・新型コロナの流行で金相場が上がるので、高騰する前に購入権利を買う申し込みをするように業者から勧められた。

【対処法】

根拠がわからない情報をうのみにしないようにしましょう。

【その他の事例】

- 悪質な便乗商法以外にも、新型コロナに関する相談は他にも寄せられています。
- ・子どもの習いごとの発表会が中止になった。参加費が返金されず不満だ。
- ・中国経由で東南アジアに行く予定だったが飛行機が運休になった。海外のインターネットサイトで買った格安航空券で、返金を申し出たが外国語が通じず困っている。

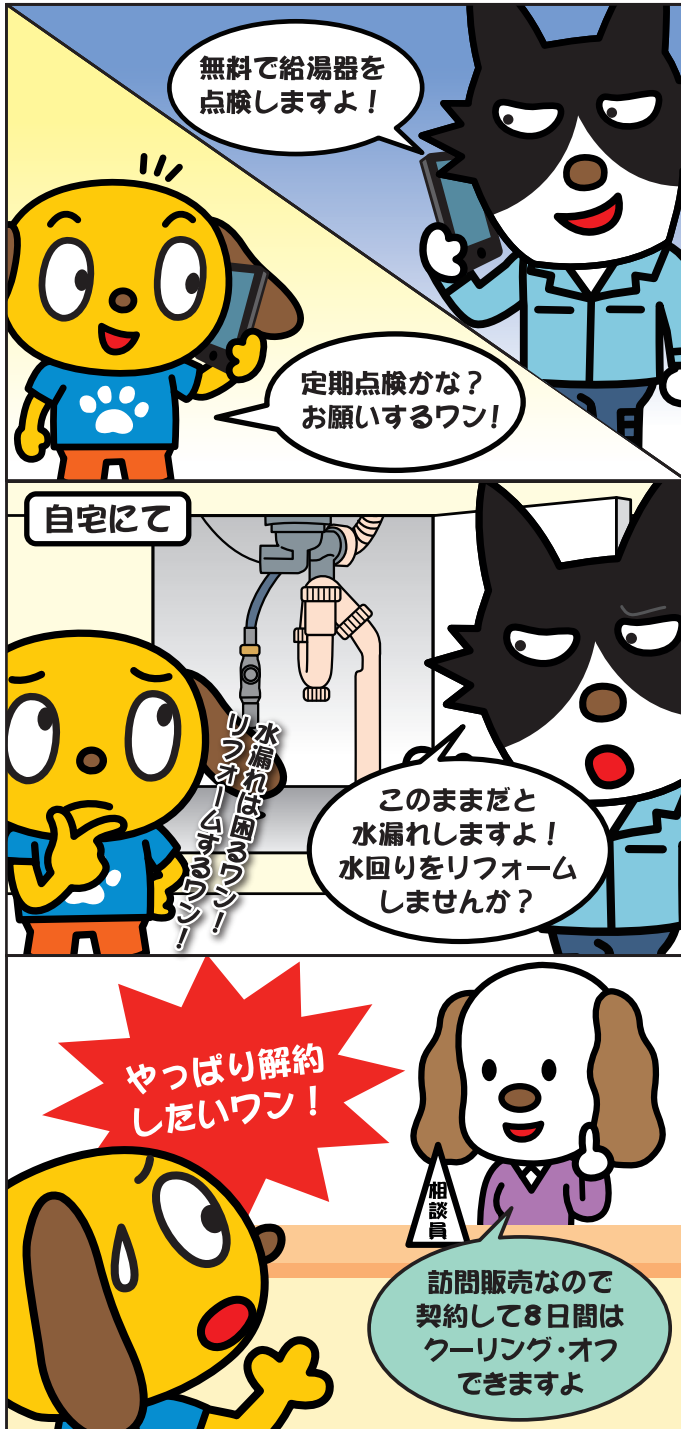
【注意点】

個々のトラブルで解決方法は異なりますが、新型コロナがキャンセル理由の場合、事業者が特例として対処するケースがあります。冷静に取引相手と話し合ってください。



根拠がわからない情報をうのみにしたり、不審なURLにアクセスしないことだワン!

給湯器の点検商法に注意



【事例】

自宅マンションに給湯器の無料点検に行くという電話があった。ガス会社の定期点検かと思いきや、給湯器の点検が終わると、「給湯管が古くなっている」と言って、洗面台やキッチンの流し台の配管の点検を始めた。「給水管も古くなっているのでこのままだと水漏れする。配管工事をするならついでに洗面台や浴室もリフォームしたらどうか」といわれ、高額なリフォーム契約をしてしまった。点検に来たのはガス会社ではなく別会社だった。解約したい。

【アドバイス】

事例の場合は訪問販売に当たるため、契約書をもってから8日間はクーリング・オフ（無条件解約）ができます。

無料点検と称して家に上がり込み、給水管などから水漏れする恐れがあると不安をあおって水回りのリフォーム工事の契約をさせるケースがあります。訪問した事業者の話を鵜のみにせず、マンションの管理会社などから情報収集をして、本当に必要な工事なのか慎重に検討しましょう。長時間の勧誘を受けたり、今日契約しないとキャンペーン価格の適用にならないなどと契約を急かされた場合は、一旦冷静になって考え、誰かに相談するなどしてその場で契約をしないようにしましょう。



誰かに相談するなどして、その場ですぐに契約しないことだワン！

有料の質問サイトのトラブル



【事例】

パソコンの不具合があり、インターネットで検索していたら、解決方法を教えてくれるサイトを見つけた。会員登録が必要で個人情報とクレジットカードの番号を入力した。無料だと思ってサイトを利用したが、後日カード会社から3000円の請求がきた。どうしたらいいか。

【アドバイス】

インターネット上には利用者からの質問を受け付けて回答をするさまざまなサービスがあり、有料でサービスを提供するサイトがあります。こういったサイトでは、会員登録画面上に表示される「利用規約」のリンクを開いて内容を確認しないと毎月の料金がかかることが分からない場合があるので、注意が必要です。

会員登録時にクレジットカード番号の入力を求められた場合は、何らかの料金が発生する可能性がありますので、慎重に判断してください。

会員登録をした場合は、サイト内で解約の操作ができる仕組みになっています。また、サイトによっては一定期間の返金保証を設けている場合があります。請求が分かった場合は、早めに対処することが大切です。また、カード会社からの利用明細はこまめに確認するようにしましょう。



会員登録をするときは、画面上に表示される「利用規約」をよく確認することが大事だワン！

子どものオンラインゲームの トラブルに注意



【事例】

小学生の息子が、母親のスマートフォンでオンラインゲームをしていた。後日クレジットカード会社から身に覚えのない15万円の請求があったので、息子に確認すると、「ゲーム内の有料アイテムが欲しくなったので、購入するというボタンをタップした。」と言われた。クレジットカード会社にキャンセルできないか相談したら、請求元のゲーム販売会社に相談するよう言われた。

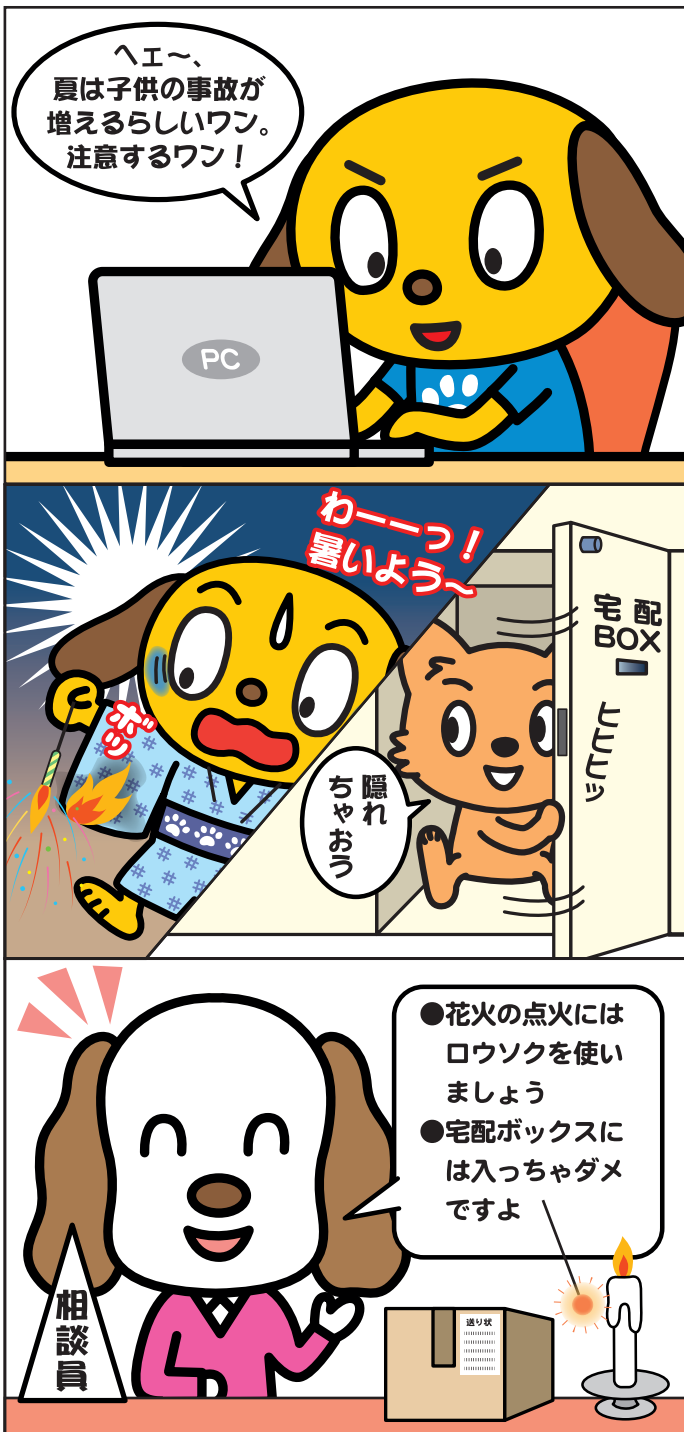
【アドバイス】

- ◆この事例では、小学生の息子が課金してしまった事をゲーム販売会社に伝えて相談するよう助言しました。後日、「今回に限って請求を取り下げると回答され解決した。」と相談者から報告がありました。
- ◆子どもがクレジットカードやキャリア決済、電子マネーなどでゲームの課金をしてしまった場合、管理責任を問われ返金に応じてもらえないこともあります。決済手段の管理には十分注意しましょう。
- ◆インターネットに接続できる機器を子どもが使用する場合は、保護者が子どもの使用する機器を管理するペアレンタルコントロールや、不適切なサイトやアプリをブロックするフィルタリングを活用しましょう。



子どもがインターネットを利用するときは、
ペアレンタルコントロールやフィルタリングを
活用しておくワン!

夏場の子どもに注意



◆家庭用花火の事故

吹き出し花火に着火したら、子どもが握っていた部分が爆発して手をやけどした。逆に持っていたようだ。

【注意点】

- ・花火をする前に花火のパッケージに書いてある取り扱い説明をよく読む
- ・着火時の事故が多いため、点火にはライターやマッチは使わずローソクを使う
- ・衣類に火が移ることがあるので、浴衣や裾が長いスカートに注意する
- ・社団法人日本煙火協会の検査に合格している商品にはSFマークがあります。商品選びの参考にする

◆サンダルがエスカレーターに巻き込まれる事故

子どものサンダルが上りエスカレーターのステップの隙間に巻き込まれ足の指を骨折した。

【注意点】

- ・樹脂製サンダルで事故が多発
- ・ステップの縁に接触せず、黄色い線を踏まらずに中央に乗る

◆宅配ボックスに閉じ込められる事故

5歳の子どもがかくれんぼをしてマンションの宅配ボックスに入り出られなくなった。

【注意点】

- ・扉が自動で閉まるものや、外からダイヤルを回して閉めるものがある
- ・内部に緊急開錠用のレバーがついているものがある
- ・窒息や、気温が高い夏場は熱中症の危険がある
- ・日頃から子どもに危険性を教える



日頃から子どもに危険性について教えておくことが大事だワン！

インターネット通販のトラブル



【事例】

新型コロナウイルスの影響により、ネット通販の利用が増えています。初めて利用した人やまだネット通販に慣れていない人からは、「注文ができていないと思い何度か注文したら同じ商品が2個届いた」「キャンセルができていないと思っていたらできなかった」などの相談が寄せられています。

【注意点】

ネット通販では注文に対して商品を確認した、発送の準備に入る等の事業者からのメール(承諾メール)を受信した時点で契約の成立となります(ただし事業者が契約の成立時期を特約で別途定めている場合は特約が優先されます)。承諾メールを受信した以降のキャンセルは、事業者の定めた返品特約に従うこととなります。購入者の都合によるキャンセル、交換は不可という規約を定めている事業者もあります。なおネット通販にクーリングオフ制度はありませんので注意してください。

注文時の最終確認画面には商品代金や送料等の詳細な内容が表示されます。注文を確定するボタンを押す前に必ず内容を確認してください。後日のトラブルに備え、最終確認画面は保存しておきましょう。



ネット通販にはクーリングオフ制度がないワン！
注文確定ボタンを押す前に内容を確認するワン！

24時間サービスの水道修理業者とのトラブル



【事例】

夜間にトイレが詰まり、インターネットで探した夜間の修理対応をしている事業者に連絡した。自宅に来た作業員が薬剤を使って作業をしたが解消せず、便器を外す作業と高圧洗浄をした。作業後に修理代20万円を請求されたが、高額な請求に納得できない。

【アドバイス】

インターネット上には、24時間の即応サービスを強調する修理業者の広告が多数あります。「安心価格」「見積もり無料」などの広告を見て頼んだところ、作業後に高額な請求をされたり、便器やトイレタンクの交換を勧められたといったトラブルがおきています。

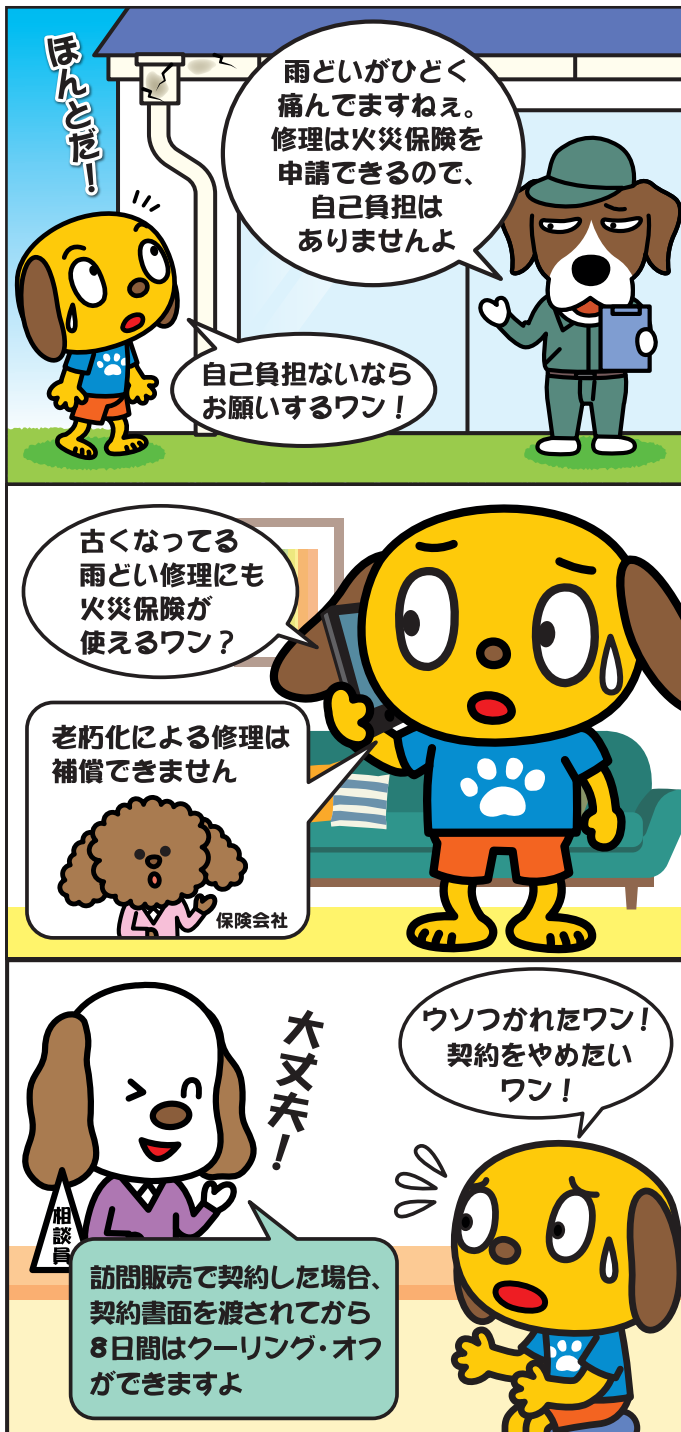
電話で修理を依頼する際は、出張料、点検料など修理費用の概算を確認しましょう。現場にきた作業員から見積もりを聞いて、最終的に修理を断った場合でも出張料がかかる場合もあります。また、作業前に必ず修理費用の見積もりを書面で出してもらい、アフターサービスなどについても十分確認をして、納得してから作業を始めてもらうようにしましょう。

緊急性を要するサービスとして、他に鍵の開錠サービスなどでも同様のトラブルがおきやすいので、注意をしてください。



作業前に修理費用の見積もりを書面でもらうワン。
アフターサービスなどについても確認をしてから作業を始めてもらうようにするワン!

「火災保険が使える」と訪問する住宅修理業者に注意!



【事例】

知らない業者に突然訪問され、「お宅の雨どいが傷んでいる。台風による被害として火災保険の申請ができる。自己負担無しで修理しないか。」と勧誘された。確かに雨どいは古くなっており、自己負担無く直せるならと思い、契約することにした。保険申請を代理してもらった契約書に記入し、工事の見積もりその後日訪問すると言われた。業者が帰った後に、自分で保険会社に問い合わせると、自然災害による傷みは補償されるが、老朽化による修理は保険支払いの対象外と言われた。うその申請を勧めるやり方に不信感があるので、契約をやめたい。

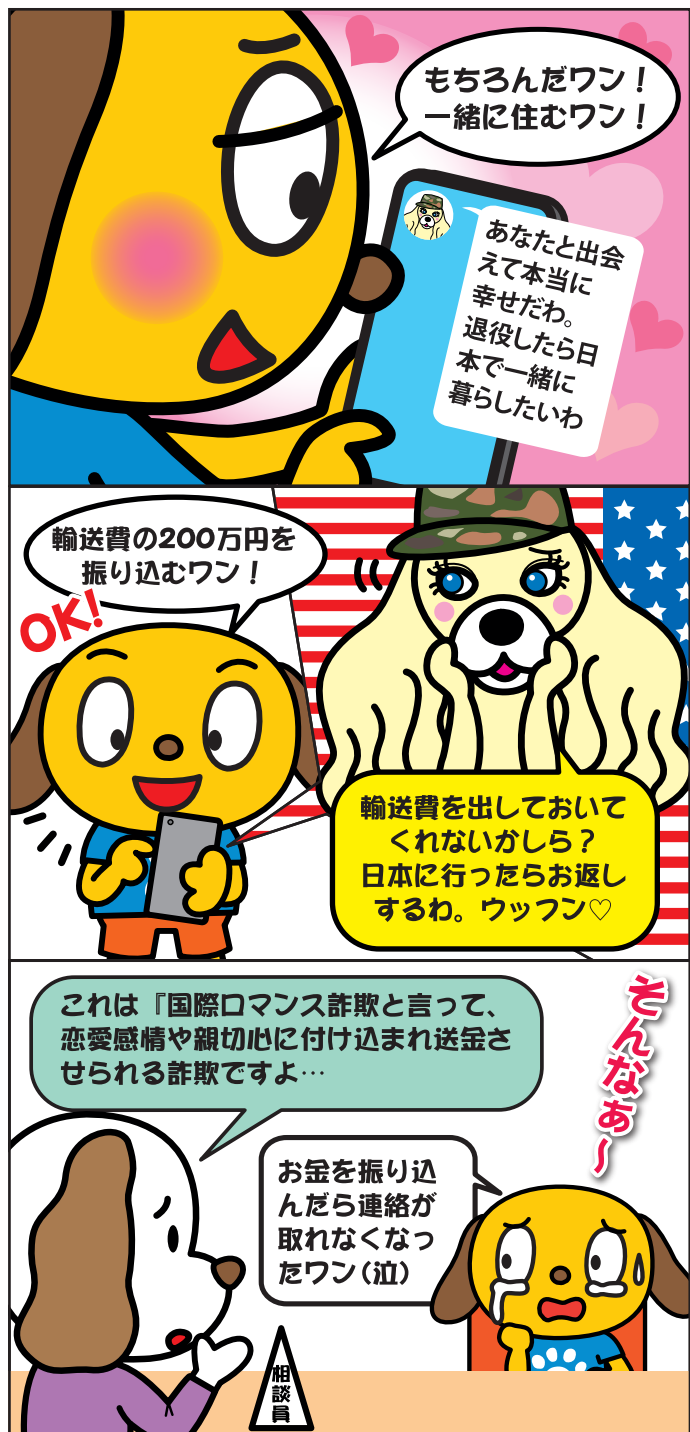
【アドバイス】

- ◆知らない事業者から「保険金を使って自己負担無く住宅修理ができる」と勧誘されてもすぐに契約せず、事業者と契約する前に、加入先の保険会社に相談しましょう。また必要のない勧誘はきっぱり断りましょう。
- ◆保険を使うかどうかにかかわらず、住宅を修理する際には、複数の事業者から見積もりを取り、比較検討してから慎重に契約しましょう。
- ◆訪問販売で契約した場合、契約書面を渡されてから8日間はクーリング・オフができます。不安や疑問を感じたらすぐに消費生活センターに相談しましょう。



契約する前に加入の保険会社に相談するワッ。
複数の事業者から見積もりを取って検討することも大事だワッ!

国際ロマンス詐欺にご注意



インターネットで知り合った外国人から好意を示され送金を迫られる、いわゆる「国際ロマンス詐欺」が増えています。

【事例】

シリアで従軍しているアメリカ人の女性兵士とSNSで知り合った。退役後は私と一緒に日本に住みたいと言われた。国から報酬としてもらった金塊を送るので預かってほしいと言われた。30%を報酬として私にしてくれるという。運送費を立て替えてほしいと言われ200万円を指定された口座に送金した。

【国際ロマンス詐欺とは】

SNSやマッチングアプリなど、インターネットで知り合った外国人に、恋愛感情や親切心につけ込まれ送金させられる詐欺です。手口は様々ですが、荷物を送るという口実で通関料や輸送費を求められます。第三者が登場する劇場型や、個人情報教えてしまったケースもあります。送金してしまうと返金が難しくなります。また、信頼していた人から裏切られることによる精神的負担が大きいいため未然防止が重要です。

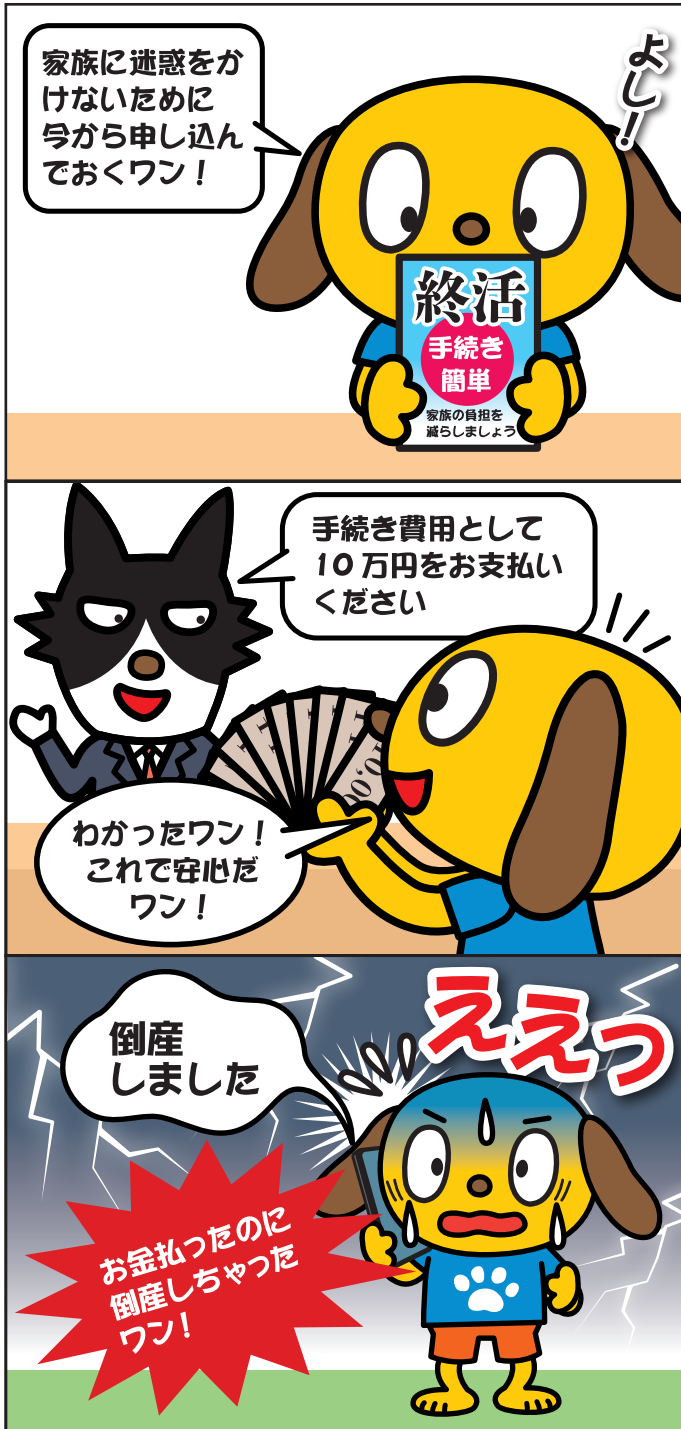
【アドバイス】

- ・相手から好意を示されても実在するかわからないので信用しない
- ・会ったことがない相手と荷物を受け取る約束をしない
- ・送金を求められても応じない



会ったことがない相手と荷物を受け取る約束や送金には応じないことが大事だワン！

終活に関するトラブルに注意



最近では積極的に終活(人生の終わりに向けて行う様々な活動)に取り組む人も増えており、終活に関するサービスも多様化しています。それに伴いトラブルも起きていますので、ご注意ください。

【事例1】

自宅の不用品を処分しようと思い、片付けを請け負う事業者へ依頼した。事前の見積もりでは10万円だったのに、作業後に追加で5万円を請求された。

【事例2】

自分の死後の事務手続きを代わりにしてくれるサービスを申し込んだ。費用を前払いで支払ったが、事業者が倒産してしまった。

【トラブルにならないために】

契約の際には、事前に十分情報収集したうえで、必ず複数の事業者から見積もりを取ってから決めるようにしましょう。

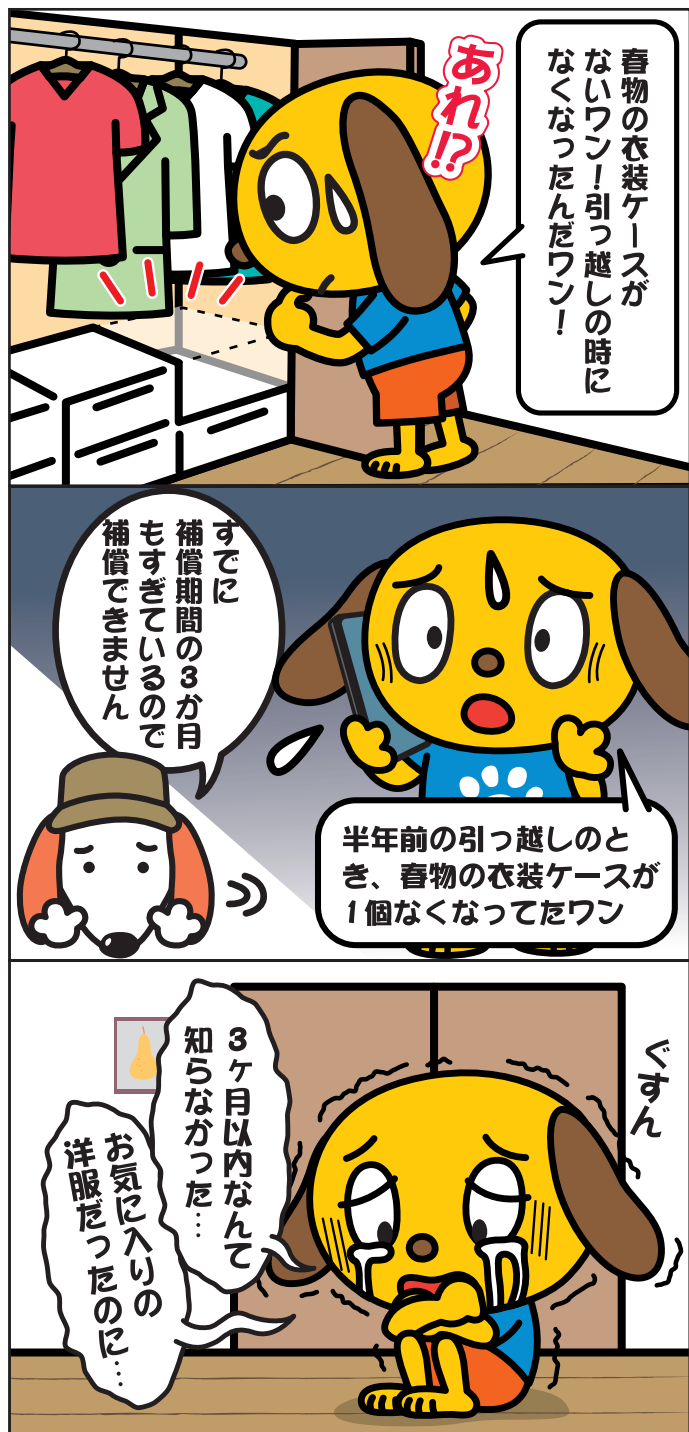
サービスの種類によっては、契約期間が長期にわたることもあり、その間に事業者の経営状況が変わるなどのリスクがあります。契約時に中途解約の条件や返金の有無について確認してください。

家族に迷惑をかけたくないという気持ちから終活を行う方が多いですが、死後の事務手続きなどを実際に行うのは家族になることもあります。終活は周りの人と相談をしながら進めましょう。



終活は家族等、周りの人と相談しながら進めるようにするワン!

引越しのトラブル



【事例】

先日、衣替えのためにクローゼットを確認したら、春物の衣装ケース1つが無くなっていました。半年前の引越しの際に紛失したとしか考えられないので、引越業者に連絡したら、引越し作業完了時に荷物がそろっている事を確認署名しており、補償の期間も過ぎているので補償できないと言われた。

【トラブルを防ぐために】

◆引越しの契約では、多くの事業者が国が定めた標準引越運送約款(以下、標準約款)を使用しています(一部の事業者は国土交通大臣の許可を受けた独自約款を使用しています)。標準約款では荷物の紛失や破損について、荷物を引き取った日から3か月以内に事業者へ通知しない場合、事業者の責任が消滅すると定めています。

今回の相談事例の場合、荷物を引き取ってから3か月以上経過しているため、補償を求める事は難しくなります。

◆契約時には、事業者より提示される標準約款と見積書をよく読んで、「解約料の金額や発生時期」「荷物の紛失、破損、遅延への対応」などについて十分に確認しておきましょう。

◆引越し前には荷造りした段ボールの数を数えておき、高価な物や壊れやすい物等はあらかじめ申告しておきましょう。引越し当日はお金や貴重品は自分で運び、引越し後はすぐに荷物を確認し、紛失や破損があれば速やかに事業者へ連絡しましょう。



引越し後すぐに荷物の紛失や破損がないか確認することが大事だワン!

こまったときの相談窓口

ひとりで悩まず、ご相談ください！ いずれも費用は無料です。

◆調布市消費生活センター

電話番号：**042-481-7034**
相談受付日：月曜日～金曜日、第2土曜日
(祝・休日、年末年始を除く)
場所：調布市役所3階
対象：市内在住・在勤・在学の方
※来所相談は、事前予約制

受付時間・業務内容

曜日	午前	午後	業務内容
月～金曜日	9:00～ 12:00	13:00～15:30	電話相談
		13:00～15:00	来所相談(予約制)
第2土曜日			電話相談

土・日曜日、祝日についてはこちらをご利用ください

◆東京都消費生活総合センター

電話番号：**03-3235-1155**
相談受付日：月曜日～土曜日(日・祝日、年末年始を除く)
相談時間：午前9時～午後5時
場所：新宿区神楽河岸1-1
セントラルプラザ15～17階
対象：都内在住の方

●架空請求110番

相談専用電話：**03-3235-2400**

●高齢者被害110番

消費生活トラブルでお困りの高齢者のための相談電話です。

相談専用電話：**03-3235-3366**

●高齢消費者見守りホットライン

ヘルパー、民生委員など、高齢者の身近にいる方からの通報、問い合わせはこちらです。

相談専用電話：**03-3235-1334**

◆(公社)全国消費生活相談員協会 「週末電話相談」

電話番号：**03-5614-0189**
相談受付日：土曜日、日曜日(年末年始を除く) / 相談受付時間：午前10時～12時、午後1時～4時

◆(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会「ウィークエンド・テレホン」

電話番号：**03-6450-6631**
相談受付日：日曜日(年末年始を除く) / 相談受付時間：午前11時～午後4時

◆(独)国民生活センター

消費者ホットライン **188(局番なし)**
相談受付日：土曜日、日曜日、祝日(年末年始を除く)
相談受付時間：午前10時～12時、午後1時～4時

消費者安全法に基づく、「調布市消費者安全確保地域協議会」が、令和2年12月1日に設置されました。

これは、高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分になった方の消費者被害を防ぐため、市や地域の関係者が連携して見守り活動を行うものです。普段の見守り活動の中で、消費者被害を察知した際には、消費生活センターや地域包括支援センターへ御連絡ください。地域での見守り活動を通じて、高齢者等の消費者被害の未然防止及び拡大防止の御協力をお願いいたします。



クーリング・オフについて

いったん契約をしたら、どんなことがあっても解約することはできないと思いがちではないでしょうか。原則として、一度成立した契約は守らなければなりません。しかし、訪問販売のような不意打ち的な勧誘や、マルチ商法や内職商法のように複雑で難しい契約などは、「契約したら守らなければならない」とするのは、消費者にとって不利な場合があります。

そのため、特定の取引に限って、頭を冷やして考え直し、契約後一定期間内であれば無条件に申込の撤回または契約の解除ができる制度があります。これをクーリング・オフ(冷静に考え直す)制度といいます。

クーリング・オフができる取引一覧(特定商取引法の例)

取引内容	期間
訪問販売	8日間
電話勧誘販売	8日間
継続的サービスの契約(特定継続的役務提供) ※店舗での契約も含まれます。 エステティックサロン/美容医療/語学教室/家庭教師(通信指導等含む) 学習塾/パソコン教室/結婚相手紹介サービス	8日間
マルチ商法(連鎖販売取引) ※店舗での契約も含まれます。	20日間
内職・モニター商法(業務提供誘引販売取引) ※店舗での契約も含まれます。	20日間
訪問購入 店舗以外の場所で、物品を事業者が消費者から買い取る取引	8日間

※上記の他にも割賦販売法の個別クレジット契約、保険業法の生命・損害保険契約などがあります。

クーリング・オフができない場合

クーリング・オフできる取引は法律や約款などに定めがある場合に限られます。通信販売にクーリング・オフの制度はありません。注文する前に返品対応についての規定をよく確認しましょう。

お気軽にご相談ください

事業者からクーリング・オフができる旨の記載のある書面を受けとっていない場合などは期間を過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。詳しくは消費生活センター(→13ページ)にご相談ください。

クーリング・オフの記載例

クーリング・オフの通知は必ず書面で行います。はがきなどの書面に以下のように記入して、控え用にコピーし「特定記録郵便」、「簡易書留」または「内容証明郵便」などの記録が残る方法で送ってください。

1. はがきの場合（必ずコピーをとり、**特定記録郵便**で出しましょう）

<p>切手 □□□□□□□□</p> <p>〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号</p> <p>〇〇株式会社 代表者様</p> <p>・ 契約者住所 ・ 契約者氏名</p>	<p style="text-align: center;">契約解除通知</p> <ul style="list-style-type: none">・ 契約日 〇年〇月〇日・ 販売会社名（販売員名）・ 販売会社住所・ 商品名と金額 <p style="text-align: center;">上記契約を解除します。</p> <p style="text-align: right;">〇年〇月〇日 契約者住所・氏名</p>
--	--

2. 内容証明郵便の場合

<p>契約者住所氏名</p> <p>〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号</p> <p>〇〇株式会社 代表者様</p>	<p style="text-align: center;">契約解除通知（申込みの撤回）</p> <p>〇年〇月〇日付で貴社のセールスマン〇〇〇〇氏と締結しました〇〇〇〇（商品名・役務名・価格）の契約を解除（申込みを撤回）します。</p> <p>つきましては、当該契約に際して支払いました金〇〇〇〇円を直ちに返金してください。</p> <p>なお、商品は早急に引き取ってください。</p> <p>〇年〇月〇日</p>
--	--

18歳になる君へ

大人への一歩を踏み出す前に

知っておこう！ 契約のコト



今までの18歳 未成年

社会経験の少ない20歳未満の未成年者が親の同意を得ないで契約した場合、原則として**契約を取り消す**ことができます。
(例) 親に内緒で10万円の化粧品セットを契約した場合

親の同意がない契約は
取り消せる
(法律で保護されている)



- ★ただし、次の場合は取消しができません
- お小遣いの範囲の少額な契約の場合
 - 自分が成人であると偽って契約した場合
 - 結婚している場合 など

これからの18歳 新成人

成年年齢が18歳になると、18歳、19歳の人は親の同意なく、**一人で様々な契約ができる**ようになります。

- (例)
- スマホを購入する
 - クレジットカードを作る
 - 一人暮らしのためのアパートを借りる など

一方で、**未成年者取消しはできなくなります**。
様々な勧誘のターゲットになる危険性があります。



18歳(新成人)になったら...

こんな
トラブルに
注意!

マルチ取引



一緒にもうけよう!
人を紹介すれば
紹介料も入るし!

アドバイス

友人、先輩、SNSで知り合った人から
「人を紹介するともうかる」などと
誘われても、きっぱり断ろう!

定期購入



定期コース
申し込み
限り初回
500円。

?

1回だけのつもり
だったのに、定期購入!?

定期コース
請求書
2回目以降
7,000円

アドバイス

「お試し500円」などのネット広告では
買う前に“定期購入が条件になっていないか”
契約内容をよく確認!

エステ契約



キャンペーンは
今だけですよ!

アドバイス

体験だけのつもりで行って
高額な契約を勧められても、その場では契約せず
本当に必要かどうかよく考えよう!

情報商材



ぜんぜん
もうからない...

アドバイス

「1日10万円稼げる」「誰でも簡単」など
高収入を得られるという
情報商材*の広告には注意!

*投資などでお金をもうける方法として売られている情報

困った時は、
消費者ホットライン

い や や
188 にご相談を!
最寄りの相談窓口
電話につながります

お住まいの自治体の相談窓口

調布市消費生活センター 調布市役所 3階

☎ 042-481-7034

受付日: 月~金(祝日・年末年始除く)

受付時間: 【電話相談】 9時~12時・13時~15時30分

【来所相談・予約制】 9時~12時・13時~15時

※第二土曜日は電話相談のみ 9時~12時

編集・発行: 独立行政法人国民生活センター広報部 (法人番号4021005002918)
〒108-8602 東京都港区高輪3-13-22
2021年1月発行

デザイン: 株式会社ファーブル イラスト: 川崎敏郎
作成協力: 公益社団法人 全国消費生活相談員協会

ひとりで悩まず、すぐに相談!

調布市消費生活センター

☎ 042-481-7034

調布市在住・在勤・在学でない方は、

「いやや!」
消費者ホットライン 188

をご利用ください。



生活ひとくちメモ 2021

発行	調布市
発行日	令和3年3月
編集	生活文化スポーツ部文化生涯学習課 〒182-8511 調布市小島町2-35-1 TEL : 042-481-7140
印刷・デザイン	有限会社みやざき印刷 いしいゆき (イラスト)
刊行物番号	2020-154

